

希臘の運動列國  
の去就

唱へたるに引揚へ露國が希臘に對して觀察の關係ある  
は年來明白の事實にして今回の事件は或ても露の舉動  
は他の列國に比して自ら熱心の度を異にするものあ  
るが如し漫に其間の事情を推測して一方は成る可く希  
土の關係を現存の體に維持して平和を保たんとする基  
反對に列國の中には或は事の變化を利とし此際に幾分  
か歩を進めんとして窮に魂膽を迷らすものあらんに  
は列國の去就は果して如何に分る可きや假りに一方を  
英どし一方を踏として莫露を對立せしむるとき眞偽は  
始んぞ孤立の姿を成したれども今回事件がじよく  
破裂して土耳其帝國の存廢を決す可き場口にも至り  
露の與國として同國の實を呈す可きは勿論されども他  
は列國の去就は容易に知る可らず英は近來外交上に  
上に決して坐視不可きに非ず以上三國が所謂三國同盟  
は獨逸と云ひ奥地利と云ひ又伊太利と云ひ自國の利害  
於ては三國の交情も稍々薄の如くならざるの觀にさき  
非ずと雖も其事件いよいよ大にして要して歐洲の平和  
と破るの恐れもわらんには三國は自衛の爲めに其同盟  
を温めて何れにか方向を決するゐとならん或は莫露は  
既に對立の勢を成せざる獨逸の舉動明白ならざるが爲  
めに躊躇するものには非ずやなぞ漫に想探を運らせば  
自から種々の想像説なきに非されども兎に角に實際に  
於て希臘が容易に屈せざるのみかいよし強硬の色わ  
るは列國の一致協同が案外に鞏固ならざるを示すもの  
にして其鞏固ならざるは或は陰然希臘の側に立て聲援  
電報に據れば希臘の内情は其面目を全うする爲め土耳  
其の軍隊をも撤退せしむる如き些かの讓歩を得るに於  
てはタリート鷗より其軍隊を撤退するふとを肯んずる  
ものゝ如しと云へり右は單に軍隊撤去の一事を指すも  
のか又は一般の様子を報ずるものか明白ならざれども  
兎に角に此一報は前回來の電報に反して案外に事の様  
なるを示すものゝ如し是れに由て推測すれば或は希臘  
は表面に強硬を裝ひて列國の勘告を拒絕しながら事體  
いよ／＼切迫に瀕じたる其瞬間に立至り些かの讓歩にて  
満足して自から體面を保つの方略に出でたるものか果  
して然らば他の干涉に遭ふて狼狽莫皇利害を考ふるの  
違なくして直に其勘告を容れたるものと同日の談に非  
ず希臘政府亦人ありと云ふ可なり

信書稿存の筆記

功利を上乗したるふとに就き同院中に物議を惹起して  
一方は監査官の所持を以て検査院拘に送致したりと云ひ  
一方は監査官の所持として云ひ其の時に結着せざるよし  
（二十三日の雑報に明なり）此事件は政治問題にも非ず  
又内幕の喧嘩にも非ず法律上の争駁にして然かも監査  
検査の手續に關する重大の事件なれば双方共に愧くよ  
やも懲悔を盡くして歸する所に歸せしむ一點の精質を  
存す可らず今雙方の論據とする所を開くに院長派の論

# 貴 権 院 議 翁

ふゝに出でずして院内の勧説を廢すに至りしは其手  
を誤りたるものに非ざるか或は今回の所爲は全く一  
の思違ひにして實際には格別實むるに足らざるもの  
やも知る可らずと雖も若しも後來に斯る例を開く  
きは検査院獨立の一事を就て掛念なきに非ず兎にも  
にも双方の論を悉して踏着する所に歸着せしむるのみ  
至當なる可し

に從事する官吏は終身官として權威の爲めに屈せずじ  
義の爲めに惑はざれるの組織にして院長と雖も檢  
事務に就ては一の會計検査官として論議するの外院  
を左右し得べからざるものなり殊に検査事務の上要  
は下間に奉答するは最も重んずる所にして特に總會議  
を開て審決すべしと規定しむる程の次第なれば苟も  
事の一一部分ならとも上奏の場合には總會議を開て其  
議を求むるのみ院法の精神なる可し然るに院長の感

さる可らず  
と云ふに在り雙方共に一理あるが如くなれども會計  
査院の組織上より見れば院長の處置は様當を缺かぬ  
の嫌を免かれざるが如し抑も會計検査の事務は最も  
正明確を要するものにして憲法第七十二條に會計檢  
院の組織及び職權は法律以て之を定むとあり而し  
此正文に基きて發布したる會計検査院法に據れば檢  
査院の事務は一に合議制に依て決すべきを規定し又其檢

會計検査院法第十五條に會計検査院は各年度の會計検査の成績を上奏し其成績に就て法律又は行政上之改正を必要とするべき事項ありと認むるときは併せ意見を上奏するふどを得どあり又第十條に左の摘要に於ては總會議を以て議決すとありて其第一に「十五條に依り上奏を爲し又は天皇の下間に奉答するとき」史あれば檢査事務に關する上奏は其事の全に涉ると將を一部分に屬するとに論なく總會議を

院長は總務を總理し云々をわれば院長が總理する事務の經過を直隸せる天皇に奏上するは違法にあらずと云ふにゆり又非院長派の論據は